

奈良県告示第四百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業・白川地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十九年三月十三日から同年四月三日まで

二 縦覧場所

大和郡山市役所

天理市役所